

令和 4 年 度

教育委員会定例会（7月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年7月27日（水）10時00分から10時53分まで
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	教育支援センター長兼 学校教育課指導担当課長 兼学校給食センター所長	広谷 光輝

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 木邨 勇貴

5 付議案件

議案 第26号 教育委員会事務局職員の処分について

植田教育長	<p>只今から7月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第26号 教育委員会事務局職員の処分についてを議題といたします。</p> <p>なお、本案については人事案件でございますので、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、本案件については秘密会といたします。</p> <p><秘密会></p>
植田教育長	<p>ただいまから、定例会を公開いたします。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第26号 教育委員会事務局職員の処分について、原案のとおり可決することで異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第26号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
植田教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p> <p>事務局からどうぞ。</p>
花岡教育部次長兼	<p>令和4年4月27日付けで文部科学省から発出された、特別支援学級及び</p>

通級による指導の適切な運用についての通知を受け、本市の今後の支援教育の運用について、お伝えさせていただきます。

まず、文部科学省の通知内容について、令和4年4月24日付けの文書をご覧ください。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを主旨として行われることが重要であり、これを踏まえ、障がいのある児童生徒、あるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動する、交流及び共同学習が大きな意義をもつとされています。

しかし、令和3年度に国が一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障がいの状態の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例が明らかになりました。文部科学省では、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、交流の側面だけに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切でないとの見解を示されています。

このような状況を踏まえ、本通知には、大きく4つの改善点の記載があります。

1つが、特別支援学級または通級による指導の判断について、2つが、交流及び共同学習の時数について、3つが、自立活動の時数について、4つが、通級による指導の更なる活用です。

まず、通級による指導の判断については、安易に特別支援学級を開設することは適切でなく、児童生徒の教育的ニーズを大前提とすること。次に、交流及び共同学習の時数については、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることは、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず不適切であること。また、原則として、週の授業時数の半分以上をめやすとして特別支援学級において児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。次に、自立活動の時数については、特別支援学級在籍児童生徒の実態に応じた特別の教育課程を編成するにあたり、自立活動を取り入れること。また、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通して適切に行い、時間数については、児童生徒の実態に応じて適切に定めること。最後に、通級による指導の更なる活用については、自校通級、他校通級、巡回指導等、実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、実施形態の選択及び運用を行うことです。

続きまして、大阪府教育庁の通知内容について、令和4年5月10日付けの文書をご覧ください。

前述の文部科学省からの通知を受け、大阪府教育庁からも同じく4点が示

されました。

まず、学びの場の判断に関し、①個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と障がいの状況等を踏まえた教育課程の編成、②通常の学級、通級による指導、支援学級、支援学校といった多様な学びの場について、本人や保護者に対する十分な説明。次に、交流及び共同学習に関し、①交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ、指導目標等の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築、②支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習において学習している場合、学びの場の変更を検討、次に、自立活動の指導に関し、①個々の児童生徒の障がいの状況や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動の指導の実施と必要な時間数の確保、最後に、通級による指導の充実に関し、①各学校や地域の実態を踏まえた効果的な実施形態の選択及び運用です。

次に、四條畷市の運用方針について、令和4年7月付けの文書をご覧ください。

四條畷市としては、国及び大阪府からの通知を、これまで以上に子どもたち一人ひとりの教育的ニーズにあった学習の場を提供していく機会と捉え、目標に応じた特別の教育課程及び自立活動の見直しを図り、特別の教育課程の内容に応じた適切な授業時数の確保をする等、改善を図っていくことといたします。

これまでに本内容を説明したのは、学校管理職、支援学級担任、通級指導教室指導担当者、就学前施設、児童発達支援センター等の関係機関及び庁内関係部局等になります。学校においては、管理職から全体へ周知し、共有しているところです。

最後に、今後の流れについて説明させていただきます。

資料は、四條畷市の支援教育という標題の資料の最下部です。校長会との協議を踏まえ、7月29日に学校を会場として、教育委員会から保護者を対象に、オンデマンド配信によるスライド動画で説明を行います。

その後、7月下旬から8月上旬をめどに、各校で特別の教育課程の編成状況について、児童生徒の実態に応じた見直しを図り、教育委員会で実態把握のためのヒアリングを行います。

続いて、8月下旬から9月上旬をめどに、各校で支援学級在籍の児童生徒保護者を対象に、個人懇談を実施し、一人ひとりの教育的ニーズにあった特別の教育課程の状況及び次年度に向けた意向について共有してまいります。

また、この状況を踏まえた人的配置等の環境整備について、他市の動向を調査研究しながら予算措置の検討を進め、また、大阪府教育庁へも人的配置の充実を要望してまいりたいと考えております。

植田教育長

本件について、確認、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員	四條畷市の自立活動の実態はどのようになっていますか。
花岡教育部次長兼 学校教育課長	自立活動については、学習指導要領に示される6区分、27項目について、子どもたちの実態に応じ、実施しているところです。支援学級での実施と、教育課程外での実施の大きく2つに分かれている状況ですが、今回の通知を受け、実態に応じたものになっているか改めて見直しが必要と考えています。
尾崎委員	時数カウントの実態についても教えてください。
花岡教育部次長兼 学校教育課長	自立活動は必ず実施しています。ただし、全てにおいて支援学級で行われているかは今後、ヒアリング等で把握する必要があります。
尾崎委員	1時間の全てを自立活動にあてる、また、教育活動全体の中で自立活動を位置付けるという考え方もあります。例えば、モジュールとして、15分単位で週3回行うといった取組みも可能ではないでしょうか。
花岡教育部次長兼 学校教育課長	必ず1時間を確保というだけでなく、ご意見のように、状況に応じて柔軟に設定することも可能と考えます。
山本教育長職務代 理者	大阪府の支援教育の取組みは、全国的にも誇れる内容であると思っています。今回の通知によって、大半の時間を交流及び共同学習している場合、学びの場の変更を検討となりましたが、本市の取扱いが大きく変わるといったことが考えられるのでしょうか。
花岡教育部次長兼 学校教育課長	子どもたちの課題に応じたカリキュラムが組みられているかという視点でいくと、支援学級での指導の時数を増やすとか、通級指導教室を活用した学習の場を検討するといったことが考えられます。
尾崎委員	文部科学省の資料の3ページに、次年度に特別支援学級から通常学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においてはこの限りではないと記載されています。一方、逆の事例として、学年が上がり、通常学級から特別支援学級への変更を検討しているような場合について、交流及び共同学習の時間を段階的に減らすということも起こり得ると考えます。資料の冒頭では、共同学習の必要性が非常に強調されています。今後の進め方として、国語、算数だけを機械的に取り出すのではなく、理科、社会、生活科における体験活動は、障がいに応じたカリキュラムとして通常学級で行うといった考え、判断も取り入れていただき、子どもたちの成長を中心とした運用になるよう要望します。

<p>佃委員</p>	<p>今回の国からの通知は、大阪の支援教育の質そのものが問われているものと思います。本市は、ともに学び、ともに育つの理念をもとに、他市に先駆け、非常に丁寧な取組みを行ってきました。その理念を変える必要はありませんし、大事にしていくべきだと思っています。そのうえで、保護者とともに国の指摘を真摯に受け止めていく必要がありますが、急激な変化は不安も大きくなることと思います。</p> <p>7月29日のスライド動画は、学校長の責任のもと学校単位で視聴いただくということになりますか。また、説明後の質疑応答なども学校だけで対応するということになるのでしょうか。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>各学校を会場として開催し、保護者には学校で視聴いただきます。また、当日参加できない保護者には自宅からオンデマンドで視聴できる仕組みを考えています。なお、質疑応答が当日に出てくることも考えられますが、個々のケースを全体の方でお話しするのは難しいため、基本的には個人懇談のなか、個別のやり取りとなると思います。</p>
<p>佃委員</p>	<p>カリキュラムの編成状況を見直すとなると、全教職員の理解が必須と考えます。そのあたりを教育委員会としてどのように説明されたのか教えてください。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>校長会での説明のなか、学校長の認識を深め、支援学級担任及び通級指導教室の担当者には6月23日に教育委員会からオンラインで説明を行いました。通常学級の担任にも可能な方は参加いただき、加えて、学校長からも全ての教職員に周知していただいているところです。</p>
<p>佃委員</p>	<p>全校に通級指導教室が設置されており、素晴らしいことだと思いますが、これからは質的な向上が求められると思います。免許の有無に関わらず、先生方は不安に思っておられると思います。これら教員の資質向上について、どのように考えておられますか。</p>
<p>花岡教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>通級指導教室担当者の指導力向上は喫緊の課題と捉えています。担当者会を毎月開催しており、各校の通級指導教室を会場に、巡回しながら困りごとの共有や環境の確認、指導内容や実践の幅広い共有を図っています。</p> <p>支援学級の担当者に対しては、年度当初や夏休みに支援学校の教員を招いての研修会等を行っており、経験の浅い教員は横のつながりのなかで研鑽を深めているところです。また、交野支援学校四條畷校の教員とリーディングスタッフチームを結成し、専門教員の指導内容を共有させていただいています。</p>

河田委員	<p>子どもたち一人ひとりに合ったカリキュラムを考えると、半分以上の時数を支援学級で受けることが必要でない子どもたちも出てくると思います。その子たちが通級指導教室に移った場合、通級指導教室の人数が増えることになり、教員の負担が大きくなったり、配慮に欠けるようなことにならないのか心配になります。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>そちらについては課題と認識しており、学校からも声が上がっています。大阪府教育庁には、通級指導教室担当者の増員を要望しています。市としても個別支援をなるべく受けられる人的配置を検討していますが、現段階において明確にお示しすることはできません。</p>
植田教育長	<p>その他、確認、質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。 事務局からどうぞ。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>新型コロナウイルス感染症に関する学校現場の状況について報告いたします。1学級あるいは部活動内において、直近3日間で15%以上の陽性者、濃厚接触者が確認された場合、学級閉鎖または部活動の一時停止とすることを学校と共有しています。6月以降、小学校では7学級の学級閉鎖となりました。</p> <p>濃厚接触者の待機期間については、国及び大阪府からの通知を受け、7日間から5日間に短縮する旨、各校に示しております。</p>
植田教育長	<p>本件について、確認、質問がありましたらどうぞ。 よろしいですか。 続けて、事務局からありましたらどうぞ。</p>
阪本教育部長	<p>市立図書館からの報告です。図書館では、夏季休業中における子どもたちの読書活動の推進及び宿題等への対応を趣旨に、例年、夏季休業期間中は、休館日である月曜日を臨時に開館し、利便性の向上に努めています。</p> <p>今年度は、7月25日、8月1日、8日、15日、22日について、9時30分から17時まで臨時に開館いたします。残り4日間となりますが、多く子どもたちに利用いただけるよう努めてまいります。</p>
植田教育長	<p>只今の件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p>

(「なし」の声)

それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月31日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 尾 崎 靖 二